

感染拡大防止補助金Q&A

申請にあたって、基本的な事項は募集要領に記載しています。県HP⇒<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050100/d00204791.html>

このQAは、その内容を補足するものです。

整理番号	区分	質問内容	回答
1	1補助対象経費	どのような経費が対象となるのか。	「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用が対象です。 感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となる。 ※例：清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入等
2	1補助対象経費	〇〇は補助対象となるのか。 (「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」以外)	各申請者で「感染拡大防止」又は「診療体制維持」を目的とする支出であると整理できていれば、おおむね補助対象になると思われる。 ただし、国費を使った事業であるので、国の会計検査で妥当ではないと判断された場合、補助金の返還義務が生じるため、説明できる資料を5年以上保存しておく必要がある。
3	1補助対象経費	医薬品購入費は補助対象となるか。	補助対象となるが、直接診療報酬を請求できるものは対象外となる。
4	1補助対象経費	支出科目チェック表に記載されているものは補助の対象と考えてもよいか。	支出科目チェック表に記載されているものは、「感染拡大防止」又は「診療体制維持」を目的として支出する場合、補助対象となると考えている。
5	1補助対象経費	支出科目チェック表に記載されていないものは補助対象とならないのか。	支出科目チェック表に記載されていないものも補助の対象となる。 ただし、個別の内容について審査を行う必要があるため、別紙にて説明が必要となる。
6	1補助対象経費	工事費は対象外か。	対象外となる。
7	1補助対象経費	「院内等での感染拡大を防ぐための取組」と記載されているが、院内等での感染拡大を防ぐ取組であれば、直接患者に関係しない防止策も事業対象になるという考えで間違いないか。 例えば、患者と職員出入口を分けるための工事費用、患者とのオンライン面会に係る情報通信機器の購入費用など。	「工事費」として計上する大がかりな工事は対象外。 軽微な工事であれば、「修繕費」として対象経費となる。
8	1補助対象経費	“軽微な工事”とはどのようなイメージか	例えば、ゾーニングのための仕切りの設置など、短期間で終了するものは対象となり得るが、複数年度に跨る工事は対象外になる。

感染拡大防止補助金Q&A

申請にあたって、基本的な事項は募集要領に記載しています。県HP⇒<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050100/d00204791.html>

このQAは、その内容を補足するものです。

整理番号	区分	質問内容	回答
9	1補助対象経費	“軽微な工事であれば、「修繕費」として対象経費となるが、“軽微な工事”以外の工事は認められないという理解か。	軽微な工事以外については対象外となる。
10	1補助対象経費	いつからいつまでの経費が対象となるのか。	令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる経費が対象となる。。この期間に、納品、支払いが行われたものであれば、申請日までに支出済みのもも対象となる。 ただし、領収書等で支出の事実が確認できるものに限る。
11	1補助対象経費	令和2年3月中に購入した物品等は補助対象になるか。	令和2年4月1日以降に納品、支払いを行ったものについては対象となるが、それ以前のもの是对象外になる。
12	1補助対象経費	支援対象経費のリース費用は、R3.3月末までの月割り費用が対象か。それとも、全リース期間が対象となるか。	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの費用が対象となる。
13	1補助対象経費	新たに開設する医療機関の場合、開設日前の備品購入費等は対象となるのか。	保険医療機関の開設・指定後から令和3年3月31日までの経費が対象となり、開設日前の備品購入費等は対象とならない。
14	1補助対象経費	支出科目ごとの具体例について	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金・報酬；感染防止対策を実施する者を新規に雇用した際の賃金 等 ・謝金；感染拡大防止の勉強会を実施するための講師謝金 等 ・会議費；感染拡大防止の勉強会のための会場費 等 ・旅費；感染拡大防止研修のための医師派遣にかかる旅費 等 ・需用費；消耗品（マスクや消毒用アルコール等）費 等 ・役務費；職員の感染に係る保険料 等 ・委託料；施設内の清掃委託、洗濯委託、消毒委託、検査委託、感染性廃棄物処理委託、レイアウト変更のための委託費用 等 ・使用料及び賃借料；寝具リース料 等 ・備品購入費；HEPAフィルター付き空気清浄機の購入費 等
15	1補助対象経費	新規雇用ではないが、従来の清掃委託の回数を増やした場合、補助対象になるか。	感染拡大防止のための回数増、ということであれば対象になる。4月1日～3月31日で切り分けできるようにしてもらい必要がある。
16	1補助対象経費	マスク等の購入で、感染拡大を見据えて備蓄用として通常以上に購入した場合、補助対象になるか。	4月1日以降支払われた備蓄用（通常以上の購入分）のマスク等であれば対象になる。
17	1補助対象経費	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために新たな職員を雇用した場合は、その新規職員の人件費は全て事業対象としても問題ないか。	新型コロナ感染拡大防止対策に新たな職員を雇用した場合は、人件費も対象となります。

感染拡大防止補助金Q&A

申請にあたって、基本的な事項は募集要領に記載しています。県HP▶<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050100/d00204791.html>

このQAは、その内容を補足するものです。

整理番号	区分	質問内容	回答
18	1補助対象経費	疑い患者への対応や感染拡大防止対策等に従事した、従前から勤務している者の超過勤務手当、特別手当の支給が対象となるか。	「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者」の場合は対象外となる。
19	1補助対象経費	発熱外来の設置に伴う応援医師の person 費や危険手当は、対象経費としてよいか	感染防止対策のために新たに追加派遣された医師の報酬・危険手当は対象費用となり得る。
20	2補助対象施設	新型コロナ患者の受入れ対応等をしていなくても補助の対象となるのか。	対象となる。 新型コロナ患者の受入れは要件となっていない。
21	2補助対象施設	助産所について、分娩の実施の有無を問わず対象となるのか。	対象となる。 分娩の実施の有無は要件にはない。
22	2補助対象施設	補助事業者はいつ時点で開設している医療機関等になるのか。	申請時に保険医療機関であることが必要となる。
23	2補助対象施設	申請受付開始後、新たに設立された医療機関等も対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	対象となる。
24	2補助対象施設	対象となる医療機関は、「保険医療機関に限る」とされているが、年度末までに保険医療機関になれば補助対象になるか。 対象となる場合、保険医療機関でなかったときに支出した経費も対象となるか。	最終の申請期限までに、保険医療機関となった場合は補助対象となるが、補助対象経費は保険医療機関となった後のもののみになる。
25	2補助対象施設	有床診療所について、いつ時点で有床診療所であることを要するのか。	申請時に有床診療所であることが必要となる。
26	2補助対象施設	訪問看護ステーションの感染拡大防止の取組について、当該緊急包括支援事業の医療分と介護分に複数の支援事業があるが、いずれかを選択して適用するのか？ 複数の支援事業を同時に適用することが可能なのか？ ※医療分(医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業)の上限額 700,000円 ※介護分(介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業)の基準単価 518,000円 ※介護分(介護サービス再開に向けた支援事業)の基準単価 200,000円	それぞれの事業を行っている場合は、どちらも対象となりえるが、それぞれの事業の内容の切り分けを行う必要がある。
27	2補助対象施設	市町村立の医療機関が対象になるという理解で良いか。	市町村立の医療機関も補助対象となる。
28	2補助対象施設	今般の新型コロナウイルス感染症対策のため、市や医師会が設置した、いわゆる「発熱外来」についても、本事業の対象になり得るか。 また、本事業の対象になり得る場合、「発熱外来」設置のために実施する施設改修費が補助対象経費になり得るか。	医療機関の場合、申請時に保険医療機関であることが必要になるので、「発熱外来」が保険医療機関であれば、本事業の対象になる。 本事業は、感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象になる。軽微な工事であれば、「修繕費」として対象経費となる。
29	2補助対象施設	補助申請者が、補助対象となる複数の施設を所有する場合、それぞれで補助が受けられるか否かの整理は、保険医療機関コードが違う場合はそれぞれで受けられるということが良いか。	1つの法人が複数の保険医療機関等を開設(医療機関等コードが異なる)している場合は、医療機関等ごとの申請が可能。

感染拡大防止補助金Q&A

申請にあたって、基本的な事項は募集要領に記載しています。県HP⇒<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050100/d00204791.html>

このQAは、その内容を補足するものです。

整理番号	区分	質問内容	回答
30	3制度	対象期間中(補助金受付期間中)であれば、複数回の申請が可能か。	申請は各施設で1回のみ。 事業の実施を想定しているものについては、広く申請しておくほうがよい。
31	3制度	病院の補助上限額算定に係る「病床数」には、一般病床以外の病床も含まれるのか。 またいつ時点の病床数になるのか。	一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の許可病床数の合計となる。 原則として令和2年4月1日時点の許可病床数で算出しますが、4月1日以降に増床や新規開院をしている場合は「申請日」の許可病床数を用いる。
32	3制度	事業継続補助金(他の補助金)との併用は可能か。	同一経費を複数の補助金に申請することはできない。 それぞれの補助金で別内容の取組を申請するのであれば、複数の補助金に申請することは可能。
33	3制度	申請の下限額は設定されているか。	補助金申請にあたり、下限額はない。
34	3制度	概算交付を申請する際、交付申請に記載する対象経費と、事業完了後に提出する実績報告に記載する対象経費は、金額の増減は許容されるのか。	事業の実施にあたり必要であれば差支えない。 ただし、実績報告に記載する経費が本補助金の趣旨に沿わないものと判断された場合は、概算交付した補助金の返還を求めます。
35	4申請方法	申請は法人で行うのか、施設・店舗ごとで行うのか。	申請は、保険医療機関等の単位で行う。保険医療機関等コードが異なる場合は別々に申請が必要。
36	4申請方法	概算交付申請をする際に、国保連合会のオンライン申請を使わずに申請する場合も、提出先は国保連合会か。	概算交付申請の場合は、電子媒体(CD等)や紙媒体での申請であっても、事業実施計画書から作成した提出用ファイルは国保連合会へ提出します。 募集要領P10～P11をご参照ください。
37	4申請方法	精算交付申請の場合の提出先は。	精算交付申請の場合は、すべて和歌山県医務課へ提出してください。 募集要領P6をご参照ください。
38	4申請方法	添付する領収書等は原本でなければならないか。	コピーしたもので問題ない。